

# 今後の法改正に伴う変更内容 (参考資料へのリンク付き)

令和8年1月14日現在



社会保険労務士法人 SRK

Social insurance labor consultant corporation

TEL:026-285-0239 FAX:026-285-0241

Email: sharoushi-houjin@srk-jimusyo.com

No.	施行時期	法律	法改正内容 (対象企業)
1	令和8年4月	年金制度改正法	在職老齢年金の支給停止基準額を 月51万円 ⇒ <b>月62万円</b> に <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00022.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00022.html</a> 
<b>2</b>	<b>令和8年4月</b>	<b>子ども子育て支援法</b>	子ども子育て支援金の徴収開始 (健康保険料・公的医療保険料に上乗せ徴収)
3	令和8年4月	女性活躍推進法	企業規模ごとに情報公表項目が増え、従業員数101人以上の企業は「男女の賃金差異」と「女性管理職比率」の2項目の公表が必須になる。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001620180.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001620180.pdf</a> 
4	令和8年7月	障がい者雇用促進法	障がい者雇用率の引上げ <b>2.5% ⇒ 2.7%</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf</a> 
5	令和8年12月までに	公益通報者保護法	事業者が公益通報を理由に解雇や懲戒処分を行った場合、意思決定した個人には「 <b>6ヵ月以下の禁固刑または30万円以下の罰金</b> 」、法人には「 <b>3,000万円以下の罰金</b> 」が科され、通報後1年以内に解雇や懲戒処分をおこなった場合、「通報を理由としたもの」と推定される仕組みを導入。 さらに、 <b>従業員数300人超</b> の企業は、 <b>通報対応の担当者の選任が義務化</b> 。
6	<b>令和8年の年末までに</b>	<b>ハラスメント関連改正</b>	カスタマーハラスメント防止措置 努力義務→ <b>必須</b> 、就活セクハラ防止措置が <b>義務化</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001502758.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001502758.pdf</a> 
7	令和9年6月	出入国管理法など	技能実習制度を廃止→育成就労制度を創設
8	令和9年9月	年金制度改正法	厚生年金の標準報酬月額の上限、65万円⇒ <b>68万円</b> へ



No.	施行時期	法律	法改正内容（対象企業）
9	令和9年10月	年金制度改正法	パートの社会保険加入、51人以上→ <b>36人以上の企業へ拡大</b> （段階的に拡大し、 <b>2035年10月</b> には規模を問わず <b>すべての企業へ</b> ）
10	令和10年5月	労働安全衛生法	ストレスチェックを <b>50人未満の事業所にも義務化</b>
11	令和10年10月	改正雇用保険法	雇用保険の適用が拡大され、加入要件が所定労働時間週 <b>20時間以上</b> ⇒ 週 <b>10時間以上</b> に拡大。 被保険者期間の算定基準が、賃金支払の基礎となる「 <b>日数11日または80時間以上</b> 」が ⇒ 「 <b>日数6日または40時間以上</b> 」となります。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001542937.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001542937.pdf</a>
12	期日未定 （早ければ 令和8年から）	労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続勤務の改正（<b>14日以上</b>の連続勤務禁止）</li> <li>・法定休日の<b>明確な特定義務</b></li> <li>・勤務間インターバル制度の義務化</li> <li>・有給休暇の賃金算定方式（通常賃金方式の原則化）</li> <li>・つながらない権利（<b>勤務時間外の連絡制度</b>）</li> <li>・副業、兼業の労働時間通算ルールの見直し</li> <li>・<b>法定労働時間、週44時間の特別措置の廃止</b></li> </ul>



改正雇用保険法による給付金の主な追加・変更点 【詳細は別途お知らせいたします】

No.	施行時期	給付金	追加・変更内容
1	令和7年4月	出生後休業支援給付	両親ともに育児休業を取得した場合に、従来の「育児休業給付」に加えて支給されます。
2	令和7年4月	育児時短就業給付	育児期に時短勤務を行った場合に支給されます。
3	令和7年4月	失業給付の給付制限期間	失業給付の給付制限期間の短縮・廃止 【詳細はお問い合わせください】
4	令和7年4月	再就職時の手当	再就職時の手当の廃止・縮小 【詳細はお問い合わせください】
5	令和7年10月	教育訓練休暇給付金	被保険者が自発的に教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、教育訓練休暇給付金が新設されます。

年金制度に係る主な変更点

1	令和8年4月	年金制度改正法	在職老齢年金の支給停止額を月51万円⇒ <b>月62万円</b> に
---	--------	---------	------------------------------------